

介護老人保健施設なごさ 利用料一覧（強化型）

令和6年8月1日現在

介護度	居室	負担限度額	介護保険一部負担額(単価)			介護保険外負担		介護保険 1割負担		介護保険 2割負担		介護保険 3割負担			
			施設サービス費			居住費	食費	合計 (1日)	合計 (30日間)	合計 (1日)	合計 (30日間)	合計 (1日)	合計 (30日間)		
			1割	2割	3割										
要介護1	個室	1床室	788	1,576	2,364	第1段階	550	300	1,638	49,140	5,086	152,580	5,874	176,220	
		第2段階				550	390	1,728	51,840						
		第3段階				1,370	650	2,808	84,240						
		第4段階				1,730	1,360	3,518	105,540						
	多居室	2床室	第1段階	871	1,742	2,613	第1段階	0	300	1,171	35,130	4,692	140,760	5,563	166,890
			第2段階				430	390	1,691	50,730					
			第3段階				430	650	1,951	58,530					
			第4段階				1,170	1,360	2,661	79,830					
		4床室	第1段階	871	1,742	2,613	第1段階	0	300	1,171	35,130	4,692	140,760	5,563	166,890
			第2段階				430	390	1,691	50,730					
			第3段階				430	650	1,951	58,530					
			第4段階				460	1,360	2,661	79,830					
要介護2	個室	1床室	863	1,726	2,589	第1段階	550	300	1,713	51,390	5,236	157,080	6,099	182,970	
		第2段階				550	390	1,803	54,090						
		第3段階				1,370	650	2,883	86,490						
		第4段階				1,730	1,360	3,593	107,790						
	多居室	2床室	第1段階	947	1,894	2,841	第1段階	0	300	1,247	37,410	4,844	145,320	5,791	173,730
			第2段階				430	390	1,767	53,010					
			第3段階				430	650	2,027	60,810					
			第4段階				1,170	1,360	2,737	82,110					
		4床室	第1段階	947	1,894	2,841	第1段階	0	300	1,247	37,410	4,844	145,320	5,791	173,730
			第2段階				430	390	1,767	53,010					
			第3段階				430	650	2,027	60,810					
			第4段階				460	1,360	2,737	82,110					
要介護3	個室	1床室	928	1,856	2,784	第1段階	550	300	1,778	53,340	5,366	160,980	6,294	188,820	
		第2段階				550	390	1,868	56,040						
		第3段階				1,370	650	2,948	88,440						
		第4段階				1,730	1,360	3,658	109,740						
	多居室	2床室	第1段階	1,014	2,028	3,042	第1段階	0	300	1,314	39,420	4,978	149,340	5,992	179,760
			第2段階				430	390	1,834	55,020					
			第3段階				430	650	2,094	62,820					
			第4段階				1,170	1,360	2,804	84,120					
		4床室	第1段階	1,014	2,028	3,042	第1段階	0	300	1,314	39,420	4,978	149,340	5,992	179,760
			第2段階				430	390	1,834	55,020					
			第3段階				430	650	2,094	62,820					
			第4段階				460	1,360	2,804	84,120					
要介護4	個室	1床室	985	1,970	2,955	第1段階	550	300	1,835	55,050	5,480	164,400	6,465	193,950	
		第2段階				550	390	1,925	57,750						
		第3段階				1,370	650	3,005	90,150						
		第4段階				1,730	1,360	3,715	111,450						
	多居室	2床室	第1段階	1,072	2,144	3,216	第1段階	0	300	1,372	41,160	5,094	152,820	6,166	184,980
			第2段階				430	390	1,892	56,760					
			第3段階				430	650	2,152	64,560					
			第4段階				1,170	1,360	2,862	85,860					
		4床室	第1段階	1,072	2,144	3,216	第1段階	0	300	1,372	41,160	5,094	152,820	6,166	184,980
			第2段階				430	390	1,892	56,760					
			第3段階				430	650	2,152	64,560					
			第4段階				460	1,360	2,862	85,860					
要介護5	個室	1床室	1,040	2,080	3,120	第1段階	550	300	1,890	56,700	5,590	167,700	6,630	198,900	
		第2段階				550	390	1,980	59,400						
		第3段階				1,370	650	3,060	91,800						
		第4段階				1,730	1,360	3,770	113,100						
	多居室	2床室	第1段階	1,125	2,250	3,375	第1段階	0	300	1,425	42,750	5,200	156,000	6,325	189,750
			第2段階				430	390	1,945	58,350					
			第3段階				430	650	2,205	66,150					
			第4段階				1,170	1,360	2,915	87,450					
		4床室	第1段階	1,125	2,250	3,375	第1段階	0	300	1,425	42,750	5,200	156,000	6,325	189,750
			第2段階				430	390	1,945	58,350					
			第3段階				430	650	2,205	66,150					
			第4段階				460	1,360	2,915	87,450					

(単位:円)

介護老人保健施設なぎさ 利用料一覧（強化型）

他に、下記の該当する利用料が加算されます。

(単位:円)

介護保険一部負担 加算項目		介護保険 1割負担		介護保険 2割負担		介護保険 3割負担	
加算名	サービス内容	1日	30日間	1日	30日間	1日	30日間
初期加算 I	急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し施設入所した場合	60	900	120	3,600	180	5,400
初期加算 II	入所した日から起算した30日間	30	900	60	1,800	90	2,700
短期集中リハビリテーション実施加算 I	入所後3ヶ月間の利用者へ短期集中的なリハビリテーションを行い月1回評価を行うとともに評価結果を厚生労働省に提出し必要に応じて計画を見直ししている場合(1回につき)	258	実施回数×258	516	実施回数×516	774	実施回数×774
短期集中リハビリテーション実施加算 II	入所後3ヶ月間の利用者へ短期集中的なリハビリテーションを行った場合(1回につき)	200	実施回数×200	400	実施回数×400	600	実施回数×600
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 I	入所後3ヶ月間の認知症患者へ短期集中的なリハビリテーションを行い月1回評価を行うとともに評価結果を厚生労働省に提出し必要に応じて計画を見直ししている場合(1回につき)	240	実施回数×240	480	実施回数×480	720	実施回数×720
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 II	入所後3ヶ月間の認知症患者へ短期集中的なリハビリテーションを行った場合(1回につき)	120	実施回数×120	240	実施回数×240	360	実施回数×720
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の利用者を受入れた場合	120	3,600	240	7,200	360	10,800
認知症行動心理症状緊急対応加算	認知症の症状悪化により、医師が在宅生活困難と判断した利用者を緊急入所した場合(連続して7日限度)	200	該当分加算	400	該当分加算	600	該当分加算
認知症専門ケア加算 I	入所者の総数のうち認知症の占める割合が1/2以上で専門的研修を受けたものが基準通り配置している場合		3		6		9
認知症専門ケア加算 II	Iの基準に適合し指導に係る研修を受けたものを配置し指導等を行っていること。介護・看護職員ごとの研修計画を作成し研修を実施した場合		4		8		12
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 I	在宅復帰・在宅療養指標が40以上で、その他算定要件を満たした場合	51	1,530	102	3,060	153	4,590
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 II	在宅復帰・在宅療養指標が70以上で、その他算定要件を満たした場合	51	1,530	102	3,060	153	4,590
入所前後訪問指導加算 I	入所前に入所者宅等を訪問し退所を念頭に置いた計画策定と診療方針の決定を行った場合		450		900		1,350
入所前後訪問指導加算 II	入所前に入所者宅等を訪問し退所を念頭に置いた計画策定と診療方針の決定を行い、生活機能改善目標及び退所後も含めた支援計画を作成した場合		480		960		1,440
入所前連携加算 I	入所予定日前後30日以内に、退所後の居宅サービス等の利用を方針を定め、入所期間が1月を超えて退所するに先立ち、指定居宅介護支援事業所に情報提供した場合(1回限り)		600		1,200		1,800
入所前連携加算 II	居宅サービス等に必要な情報を提供し当該居宅支援事業所と連携して居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合(1回限り)		400		800		1,200
退所時情報提供加算 I	居宅へ退所する利用者について退所後の主治医に対して診療状況を示す文書を発行した場合(1回限り)		500		1,000		1,500
退所時情報提供加算 II	医療機関へ退所する利用者について退所後の主治医に対して診療状況を示す文書を発行した場合(1回限り)		250		500		750
退所前連携加算 I	入所予定日前後30日以内に、退所後の居宅サービス等の利用を方針を定め、入所期間が1月を超えて退所するに先立ち、指定居宅介護支援事業所に情報提供した場合(1回限り)		600		1,200		1,800
退所前連携加算 II	入所期間が1月を超えて退所するに先立ち、指定居宅介護支援事業所に情報提供した場合(1回限り)		400		800		1,200
試行的退所時指導加算	当該入所者の試行的退所時に、退所後の療養指導を行った場合		400		800		1,200
かかりつけ医連携薬剤調整加算 I イ	入所後1月以内にかかりつけ医に処方内容を変更する可能性があることについて合意を得て変更があった場合かかりつけ医に情報提供し記録を行った時(退所時に1回)		140		280		420
かかりつけ医連携薬剤調整加算 I ロ	Iイの要件に適合していること、また施設において入所中に服用薬剤の総合的な評価及び調整を行い、かつ療養上必要な指導を行うこと(退所時に1回)		70		140		210
かかりつけ医連携薬剤調整加算 II	Iイ又はロを算定していること、また服薬情報を厚生労働省に提出し処方にあたって適切な実施のために必要な情報を活用している場合(退所時に1回)		240		480		720
かかりつけ医連携薬剤調整加算 III	IIを算定していること、退所時において処方されている内服薬の種類が入所時に比べ1種類以上減少している場合(退所時に1回)		100		200		300
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を基準以上配置しており栄養マネジメントや低栄養状態の改善に向けた取り組みを実施し、入所者の栄養状態の改善・維持に努めている場合、多職種が共同して栄養ケア計画書を作成し、その内容を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合。(月1回)	11	330	22	660	33	990
経口移行加算	経管栄養から経口摂取に移行するための栄養管理を行っている場合(180日間まで)	28	840	56	1,680	84	2,520
経口維持加算 I	著しい誤嚥が認められる利用者に対し特別な管理を行っている場合(1月当り)		400		800		1,200
経口維持加算 II	経口維持加算 I 算定者の食事観察や会議へ歯科医師等が加わり特別な管理を行っている場合(1月当り)		100		200		300
口腔衛生管理加算 I	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が利用者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合		90		180		270
口腔衛生管理加算 II	Iの要件に加え、口腔衛生等に係る情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した時		110		220		330
緊急時施設療養費	緊急時やむを得ない事情により施設で治療を行った方(月1回連続して3日限度)	518	該当分加算	1,036	該当分加算	1,554	該当分加算
特定治療	やむを得ない事情により行われた治療・医科点数表により算定		医科点数×10円		医科点数×10円×2		医科点数×10円×3
所定疾患施設療養費 I	肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎(肺炎・尿路感染症は検査が必要)への治療を行い記録に記載、その情報を公表した場合(連続して7日限度)	239	該当分加算	478	該当分加算	717	該当分加算
所定疾患施設療養費 II	同上、また医師が感染症対策に関する研修を受講している場合(連続して月10日限度)	480	該当分加算	960	該当分加算	1,440	該当分加算
ターミナルケア加算	死亡日45日前から31日前にターミナルケアが行なわれた場合、死亡日から遡って請求	72	該当分加算	144	該当分加算	216	該当分加算
	死亡日30日前から4日前にターミナルケアが行なわれた場合、死亡日から遡って請求	160	該当分加算	320	該当分加算	480	該当分加算
	死亡日の前2日及び3日にターミナルケアが行なわれた場合、死亡日から遡って請求	910	該当分加算	1,820	該当分加算	2,730	該当分加算
	死亡日にターミナルケアが行われた場合		1,900		3,800		5,700
夜勤職員配置加算	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たし都道府県知事に届け出た場合		24		48		72
療養食加算	治療のため医師の発行する食事せんに基づき提供された食事を摂取している方(1日につき3回)		6		12		18
外泊時費用	外泊日の初日と帰所日を含まない日(月6日限度)	362	該当分加算	724	該当分加算	1,086	該当分加算
サービス提供体制強化加算 I	介護福祉士が80%以上又は勤続10年以上の介護福祉士が5%以上		22		44		66
サービス提供体制強化加算 II	介護福祉士が60%以上		18		36		54
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 I	IIの要件に加え口腔衛生管理加算 IIおよび栄養マネジメント加算を算定している場合(Ⅰ、Ⅱは併算不可)		53		106		159
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 II	多職種が共同し実施計画書を入所者または家族に説明、リハビリの質の管理をしていること。また計画書の内容を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合。(月1回)		33		66		99

介護老人保健施設なぎさ 利用料一覧（強化型）

（単位：円）

他に、下記の該当する利用料が加算されます。

介護保険一部負担 加算項目		介護保険 1割負担		介護保険 2割負担		介護保険 3割負担	
加算名	サービス内容	1日	30日間	1日	30日間	1日	30日間
褥瘡マネジメント加算 I	入所時の評価と定期的な評価を行い、結果等を厚生労働省に提出し当該情報を活用した時(月1回)		3		6		9
褥瘡マネジメント加算 II	Iの算定要件を満たし、入所時の評価の結果リスクがあるとされた入所者について褥瘡の発生がなかった場合(I・IIは併算不可)		13		26		39
排せつ支援加算 I	要介護状態の軽減の見込みについて評価し結果を厚生労働省に提出、当該情報を活用すること。入所者ついで多職種が協働して排泄支援計画を作成し、計画に基づき支援し、3月に1回、支援計画を見直した時(月1回)		10		20		30
排せつ支援加算 II	Iの算定要件を満たし、排便・排尿の状態の一方が改善し、悪化が無い場合。またはオムツ使用から使用なしに改善した時(月1回)		15		30		45
排せつ支援加算 III	Iの算定要件を満たし、排便・排尿の状態の一方が改善し、悪化が見られずオムツ使用から使用なしに改善した時(月1回)		20		40		60
科学的介護推進体制加算 I	入所者の心身状況等の係る基本的な情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用した時(月1回)		40		80		120
科学的介護推進体制加算 II	上記に加え、疾病や服薬情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用した時(月1回)		60		120		180
安全対策体制加算	外部研修を受けた担当者が配置され安全対策を実施する体制が整備されている場合		20		40		60
自立支援促進加算	医師が入所者ごとに医学的評価を行い自立支援計画に参加した時(月1回)		300		600		900
介護職員等処遇改善加算 I	介護職員等処遇改善のため一定基準を満たした時、介護保険一部負担額に対して算定		所定単位数×7.5%		所定単位数×7.5%× $\frac{2}{3}$		所定単位数×7.5%× $\frac{3}{3}$
生産性向上推進体制加算 I	IIの要件を満たしデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。見守り機器等のテクノロジーを複数導入しており役割分担の取組等を行っている場合		100		200		300
生産性向上推進体制加算 II	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に1年に1回オンラインでデータを提出している場合		10		20		30
協力医療機関連携加算 1	入所者等の病状が急変した場合において協力医療機関の医師または看護職員が相談、診療、入院の受け入れ体制を確保し定期的に協力医療機関と情報共有する会議を行っている場合		100		200		300
協力医療機関連携加算 2	上記以外の場合		5		10		15
高齢者施設等感染対策向上加算 I	第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の体制を確保し協力医療機関等と発生時等に連携し対応かつ医療機関または地域の医師会が行う研修または訓練に年に1回以上参加している場合		10		20		30
高齢者施設等感染対策向上加算 II	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合		5		10		15
新興感染症等施設療養費	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保しかつ適切な感染対策を行った上で介護サービスを行った場合	240	該当分加算	480	該当分加算	720	該当分加算
認知症チームケア推進加算 I	入所者総数のうち認知症入所者の占める割合が2分の1以上であり認知症介護の指導に関する専門的な研修を修了している者を1名配置、かつ認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる。認知症ケアについて定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っている場合		150		300		450
認知症チームケア推進加算 II	認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる場合		120		240		360
退所時栄養情報連携加算	厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者または低栄養状態であると医師が判断した入所者を対象とし管理栄養士が退所先の医療機関等に対して栄養管理に関する情報を提供した時(月1回)		70		140		210